

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和3年7月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信	欠席	2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己		8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	次 長	石黒 貴之
統括主査	宮田 隆志	書 記	杉渕 詩織
書 記	渋谷 訓史		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

3番	小澤 正明	4番	日比野 真里
----	-------	----	--------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第29号議案から第34号議案を上程します。

 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをご覧ください。第29号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

【議案説明】

譲り受け人は■■■■■に居住し、水稻と畑を耕作しています。譲渡人は高齢につき営農規模の縮小を考えていたところ営農規模を拡大する意向がある申請者と譲渡の話がまとまったため本申請となりました。自作地は適正に管理されております。耕作について意欲的なため許可相当であると見込まれます。

【議案説明】

譲り受け人は■■■■■に居住し、水稻と畑を耕作しています。譲渡人は高齢につき営農規模の縮小を考えていたところ営農規模を拡大する意向がある申請者と譲渡の話がまとまったため本申請となりました。自作地は適正に管理されております。耕作について意欲的なため許可相当であると見込まれます。

【議案説明】

譲り受け人は■■■■■に事務所を置き、障害者支援施設の運営や障害福祉サービスなどを運営する■■■■■です。現在は事業所通所による就労や生産活動の取組として、■■■■■にて約1,500㎡の農地を借り受け、農業の就労支援活動を行っています。施設利用者のさらなる意欲向上のため、水稻栽培の本格的始動を計画していたところ、農業就労支援活動に共感された元施設利用者の保護者が所有する本申請地の譲渡の話がありました。申請地は犬山市内の農地ですが、施設から申請地までは、施設の車両で送迎し、今後の農業就労活動の圃場として必要であるため本申請となりました。

また、譲受人は、農地所有適格法人以外の法人となりますが、

農地法で定める例外規定「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的とし設立された法人が農地等を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供されると認められる場合」に該当するため、農地の所有権の取得が認められるものです。

続いて議案書4ページをご覧ください。第30号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

申請者は隣接する[]に居住しており、昭和51年に新築した際、農地転用許可を得ず、申請地を宅地の一部、進入路として利用していることが最近になって判明し、是正のため本申請となりました。

汚水の排水はありません。雨水は敷地内で処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面⑬番、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は表面右側⑳番、許可をすることができるに該当します。

続いて議案書6ページをご覧ください。第31号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

申請者は昭和38年よりゴルフ場及び付帯設備の経営を主たる業務として営む法人です。申請地であるゴルフ場は昭和40年に開場しましたが、現在に至るまで個人名義かつ農地転用許可を得ていない農地があることが最近になって判明したため、是正のため本申請となりました。

汚水の排水はありません。雨水は敷地内で処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面②番、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。許可基準は裏面右側⑱番、既存の施設の拡張に該当します。

【議案説明】

申請者は[]の実家の隣地、[]の一

部に住居を構え居住しています。同じ敷地内ではありますが、お互いの家を行き来するには不便であるため、申請地を通路として利用することで、実家と現住居までの生活通路が確保でき、物の運搬等、不自由なく生活することができます。

汚水の排水はありません。雨水は敷地内で処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑪番、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は裏面右側⑳番、許可をすることができるに該当します。

続いて議案書の8ページをご覧ください。32号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。今月の案件は、8件です。1番から6番が農地中間管理機構への利用権設定、7番と8番が相対での利用権設定です。1番から8番が城東地区の案件となります。

続いて議案書の12ページをご覧ください。第33号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出についてです。

こちらは先ほどの第32号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように担い手に配分するかを示した計画です。

13ページが

14ページ、15ページがへの配分計画案です。14ページ、15ページのへの権利移転ですが、以前にが3条で取得した農地と一体で効率的に耕作するため権利を移転するための権利移転となります。

続いて議案書の16ページをご覧ください。第34号議案、農地パトロール実施要領の一部改正についてです。この案を提出するのは、利用状況調査と荒廃農地調査が統合されたことに伴い、農地パトロール実施要領の一部改正が必要であるからです。

農地パトロール実施要領は、各農業委員会で利用状況調査の実施方法等を定めるものです。

荒廃農地調査は、市町村が行う調査で、これまで農業委員会が行う利用意向調査と兼ねて行ってきましたが、令和3年6月14日付けで国から通知があり、調査の効率化と発生要因等を分析するため、利用状況調査と統合されることになりました。

新旧対照表をご覧ください。

【改正点説明】

議長

ただいま事務局から、第29号議案から第34号議案までの説明がありましたが、これについて、質問、意見はありませんか。

小澤委員

7ページ、第31号議案についてです。[]
[]となっていますが、資料の中に []と記載しておるものがあります。 []どちらが正しいですか。2つ目が資料の中に []と書いてあるが、今回所有権を取得するのは []で間違いないでしょうか。また、危険を伴うため現地調査は行えないと説明がありましたが、危険を伴うためというのはどのようなものでしょうか。参考までに昭和50年代にこのゴルフ場の申請が同じようにあった時は、職員が現地を調査しています。今回、職員の現地調査ができなかったのはどんな理由がありますか。法律的に教えてください。この件につきましては課長補佐にお願いいたします。また16ページですが、第30号議案ですが、承認を求めると書いてあって説明があって新旧対照表になっていますが、こういう場合は、愛知県の方からも制定文をつけるということになっていると思いますが、今回一部改正文がないのはどんな理由でしょうか。それから、17ページですが、新旧対照表ですが、一部削除の場合、改正案では空欄にするべきではないですか。また、18ページの(4)ですが台帳から削除すると書いてありますが、ここに台帳と書いてありますのは、上の基本台帳と同じ台帳でし

ようか。それから、20ページになりますが、これは税務署長に通知するということはよくわかります。それで8条には、愛知県庁との記載があります。これは愛知県庁ということですのでよろしいでしょうか。それから、第9条ですがその他の必要な事項は会長が定める、これは会長にお聞きするのが筋ですが、事務局の方で課長補佐対応をお願いいたします。それから次に付則、この要綱はというところですね、この字の始まりですが第3字目ぐらいじゃないかなと思っております。

以上ですがよろしくをお願いいたします。

議長 事務局としての回答をお願いします。

事務局長 今回の質問ですが、途中から聞き取りづらくて、全部が全部メモをとれてないんですね。なので一問一答でお願いしたいと思えます。途中から聞きづらい部分があったものですから、申し訳ないですけど、もう1回ゆっくり一問一答でお願いします。

小澤委員 それでは再度質問させていただきます。

ここで危険を伴うためと書いてありますがこれはどんなことを指しているかをお聞きしたいということと、2ページ目と1ページ目は■■■■■■■■■■と書いてありますが2ページには、■■■■■■■■■■と書いてあります。これはなぜかということと、3点目は、所有者が■■■■■■■■■■ですかね、これはどういうことですかってことを、課長補佐にお聞きしたいと思えます。

事務局長 小澤委員の質問に回答します。まず1点目の、この危険を伴うためという部分なんですけれど、こちらは申請者の方に、我々から現地調査を申し入れました。現場の方見せていただきたいと話をしましたら、個々にゴルフの保険に入っていないとお断りをしますという話があって、我々代表だけで現場の方を見させてくださいと申し入れました。写真が添付してあると思えますが、このよ

うに確認をしましたので、これをもって現場確認の方は省略をしたいなと思ひまして、こちらの図面と地図を城東地区の委員さんだけにつけさせていただいております。

2点目がこの図面の方の [REDACTED] という部分なんですけれども、こちらの方はおそらく、古い図面をつけてきておりまして、その当時の図面をそのまま添付しております。正式には今現在申請者の方は、 [REDACTED] なので、この部分については、 [REDACTED] というふうに表記をさせていただいております。

小澤委員

はい、わかりました。

次の質問ですが、例規審査会ってありますか。

例えば条例規則を出すために例規審査会にかけます。

それで、考え方ですが、制定する場合は制定文をつけるということですね。それはいいですね。考えが違っていると、質問の意味が通じないのでお聞きしてるのですが。

条例規則は、例規審査会にかけますが、要綱は別に例規審査会にかけなくてもいいんですか。多分そういうつもりで出られたかもしれませんが、制定文を作る場合は制定文を議決してはいけないですね。で、改正文は改正文を議決して、新旧対照表を議決する、そういうふうに解釈します。また、新旧対照表の中に犬山市農業委員会はと書いてあるけど、改正案のところは詰めてあるのでそれは、それだけを空白にして出して欲しいと、そういうことを言っているんですね。最後に台帳というのは、正しくは農地基本台帳と書いてあったのではないか。それを、打つときに、台帳としてしまったのではないかというつもりで聞いているんですね。正しいなら正しいというふうに言ってもらえば結構です。質問の意味はわかりますか。

事務局長

小澤委員の質問に回答させていただきます。

こちらはですね、農業委員会の実施要領の一部改正ということ

で、その辺りは省略しております。

当然市の方で議会へ条例等を提案する場合は、今おっしゃられた通りですが、こちらは、実施要領なので農業委員会の方の判断で、一部改正はそこを省略して、わかりやすくするために新旧対照表だけにしております。

ここを見ていただくと、実施要領の一部改正と書いてあります。農業委員会の条例でも何でもないんですよ。

実施要領を一部改正するという事なので、当然正式に言うと改め文を全部載せ、新規の場合は当然制定文を載せるのですが、わかりやすくするためにですね、そこは省略して、この新旧対照を見ながら説明をしていくということで、省略をしております。

小澤委員 そういう説明をするのであれば、あくまで議案というかたちで承認を得る必要はないんじゃないですか。

事務局長 その他事項で報告レベルでもいいんですが、一応我々としてはですね、総会の方で承認を求めてというふうにした方がよりいいんじゃないかと判断しこのようにさせていただいております。

次に、この農業委員会云々というところなんですけど、これは当然農業委員会っていうのがわかっておりますので、今回、あえてここの農業委員会というところは、削除し、このためというかたちで改正しております。

続いて、基本台帳ですが、当時は農地基本台帳と言っていたんですが、現在はそちらの方は廃止されておりますので、便宜上それに代わるものとして農地台帳というのを備え付けております。

これは各農業委員会の方の判断で備え付けをしておりますので、農地台帳ということにしております。

それから、当該農地等の所在地の所轄税務署っていうふうに変更前はなっていましたが、これは国の方の例だとかいうふうになっておりますが、ここだと所轄税務署は小牧と分かっております。

すので、小牧税務署というふうに表記をさせていただいております。次に8条の愛知県庁というところですが、これは、愛知県庁という表記は、下部組織もひっくるめてということなので、当然出先の事務所もひっくるめております。それらを総括して、愛知県庁という表示にしてあります。

議長 その他に質問はございますか。

奥村推進委 推進委員、2番、奥村です。

員 11ページの32号議案7番について、意見を言わせていただきたいと思えます。

先日、面談もしまして、利用権設定をして、農業をされるということで、その辺りの異論はありません。ただ、この地主さんが、 の経営者であって、借主が社員ということでありま
す。面談のときに事務局からも話されておりましたようですが、農場からの排水が以前から問題になっています。今回の農地が農場から出てくる産廃の捨て場所になって、排水の問題がまた出てきたり、そういうことを、注意深く見守っていく必要があるのではないかと考えております。今 が何をされているのか、風の便りには飼料だとか肥料を作っていると、養豚はやってないと聞いています。でも、日に何台かの食品の残り物、そういったものを積んだトラックは出入りしておりますのでちょっと心配だなということで、意見を言わせていただきました。

ちょっと余分かもしれませんが、食品の残り物、残飯なんていうのは産廃になるんですかね。昔は養豚されてて、豚のえさだということで、そういう残飯を食べさせて、産廃と言わなかったかもしれませんが。今はやめられておって、肥料や飼料を作っておられるということではありますが、そういうものは、産廃と言うのでしょうか、言わないのでしょうか。

事務局長 今の質問にお答えをさせていただきますが、産廃かどうかとい

うと、産業廃棄物の定義というのが、我々の方で把握しているわけではありませんので、その食品の何をもって産廃かどうかというのとはわかりません。

先ほど [] の話ですけれど、以前もあそこで飼料等は作っていたんですけれど、あちらの方は確か、私の記憶の中では敷島パンから出たパンの廃棄物や賞味期限が切れたものとか、そういったものを肥料として、あそこで製造を行っておいりました。現在も聞くところによると、許可を取って行っているという事は聞いております。あと、 [] は、今は、しいたけの方が主体で農業を行っているのです、養豚の方は、現在はやめられて、あそこではやっておりません。あと、 [] [] からの排水云々という話なんですけれど、最近だと、3、4年前に県と環境課も立ち会って中を調べたことがあったんですけれど、あちらの方から、有害な排水が外へ漏れ出しているという事はないと確認の方をとっております。以上です。

議長

よろしかったでしょうか今の回答で。

今のお話ですが、よく言われるように、おからってありますよね。おからは産業廃棄物か食品廃棄物かという論議がよくありまして、食べることから考えれば、食べられますので、食品廃棄物だと。ところが一方見方を変えると、その豆腐を作った後のカスだから、これは産業廃棄物ではないかという見方もまたできるという、そういう例えがございしますが、食品の残飯の定義は非常に難しいのだらうなと思います。

他に質問はありませんか。

小澤委員

3番小澤ですが [] の案件ですが、この説明では、毎日通うから支障ないと言われましたが、そここのところの説明を具体的に宮田さんもう一度お願いいたします。他の委員さんにもわかりやすく。

事務局

では小澤委員からの質問にお答えさせていただきます。

権利の設定をする[]、ご住所が[]になっております。以前、農地法の方で農地を取得するときなどは、距離の要件というのがあったんですが、今は農地法も距離の要件というものがなくなりました。[]だと犬山まで通勤で50分くらいかかるんですけど、たとえ50分かかったとしても、今の時代、車で移動ができる方ならば十分耕作ができるというところで、距離的、時間的なところは問題ないと把握しております。また、[]の従業員さんということですが、当然農地を管理しなくてはいけないので、会社の事業とは別に、そのところの耕作をしていかれるというところで確認しておりますので、[]個人が耕作するというところでの権利設定です。

事務局長

ちょっと補足ですが、以前だと、効率的に耕作ができる距離ってということで、15キロ30分というふうに定義されていたんですけど、先ほど宮田からも説明があったように、現在はそれがありません。先日も[]の案件もありましたし、当然こちらの方もですね、十分通える範囲だということで、こちらの方でも耕作ができるというふうに判断をしております。

小澤委員

聞きたいのは、そういうことじゃなくって、次何をしたいからこれをやる、その部分を説明して欲しいということです。

事務局

事務局と農業委員さんの方でも聞き取りで確認させていただいている内容として、[]は今まで農業もやられているということなんですが、[]のご自宅の隣接のところ、耕作されていない農地があります。そちらを、農地法の3条申請で取得を考えてみえるということもありまして、今回犬山でも、農地の権利設定をするんですが、[]の方でも、今後3条申請が予定されているということで本人さんから話がございました。

議長

わかりました。私も同じようなことを思っておりまして、今の質問の中で、私も質問をさせていただきたいんですが、わざわざ■■■■のこの住所を見ると、■■■■のすぐ横ですよ。そこから40キロ以上あります。高速道路にのってインターチェンジ間で40キロあります。それをわざわざ普通の畑ですよ。使用目的は。普通の畑をするために、そんなこと普通は起こり得ることだろうか。

それを受け付けてここに議題として出されたということは、事務局としては当然、■■■■が、普通の畑として耕作されるだろうということをもって受け付けたと思うんですよ。

だけど、普通の我々から考えると、そんな高速道路で40キロ離れたところから来て普通の畑をするなんて、目的はもっと違うことがあるんじゃないかというふうに疑問を抱いているわけです。そのところを事務局としてどういう解釈で受け付けられたのか、私はお聞きしたいと思うんですよ。それはなぜかというところ、楽田地区で新しい土地を求められたときに、あの競売物件ばっかり求められた方がありまして、その方が■■■■へ、やっぱり競売物件があるから申請されたそうです。なぜこんな遠いところに来るんですかということ断られたということをお聞きしております。そういうことでいくと、ここはもっと遠いんですよ。それは、単なる物件で儲けを得ようとする考えがある人でさえ断られているのに、普通の畑で、そんなに儲かるわけがないのに、なぜここに目をつけたのか、そのところについてお聞きしたいです。

事務局

会長のご質問にお答えさせていただきます。

申請書をお持ちになられた時に、最初の段階で聞き取りをさせていただいているんですが、権利設定にあたって、期間が10年ということで申請されているんですけど、年齢からも10年以上は会社の方でお世話になるので、その間は必ず耕作をしますということで聞き取りしております。現場の方も、■■■■の社長の土地ですが、多少果樹とかは植わっておりますが、全体とし

ては耕作がされていない農地です。そこがちゃんと耕作されるということであれば、それは犬山市の、農地の状況が改善される話ですので、そこについては取得とは別に、誰しものが農業をやろうとした時に、農地法の3条の申請だと、どこの市町でも厳しい条件がつけられているので、最初は利用権設定からということ、そこをスタートでやっていく形になります。

本人さんと面談した時に、いろいろと事務局が話を聞いたときも、農業に関する造詣は十分ある方で、今までも [REDACTED] のところで、しいたけ栽培もやられております。今回、利用権設定したところも、あんまり水が要らない根菜類の玉ねぎですとか、そういったものの他にしいたけの栽培もそこを借りてやるということ、聞きとりしております。

同様のお話は農業委員さんとの面談の時にも、本人さんから明確に説明がありました。

本人さんが言っていることが、口からでまかせなのか、本当の思いとしてしゃべっているのかというのはありますが、少なくとも性善説に立って判断するということになりますと、決して本人さんが話していることが、地元で農地を取得するためだけに話をしていたというところでは事務局の方は受け取ってなくて、今回、農業委員会の議案にかけさせていただいたという流れになります。

議長

ちょっと理解に苦しみますけどわかりました。

その他にご質問はありますか。

寺澤委員

この方は農家世帯ですか。農業経験はありますか。そのところを確認したいです。

事務局

寺澤委員のご質問にお答えさせていただきます。

[REDACTED] は農家世帯ではなくて、所有する農地の方は現在ございません。農業経験につきましては、聞き取りの段階では [REDACTED]

■■■■へ勤めて、しいたけの栽培などについてはすでに10年以上やっているというところで確認をさせていただいております。農作業の従事日数としては、現在、会社でのしいたけ栽培などに携わっているので240日程はあるということで確認しております。農業機械の方も確保しておられまして、耕てん機、農業用自動車、防除機などはお持ちです。土地が荒れているので、最初は重機なども必要だということなんですけど、ユンボ等の免許はご本人さんお持ちということです。■■■■に重機もあるので、最初は手入れをするところから始めるということで聞き取りをしております。

議長

聞き取りの中では、農業経験はあって現実にやってみようということだそうです。申請書の中には年間240日ぐらい従事するよということだそうでございますのでご理解をお願いいたします。

他に質問はないでしょうか。

そうしましたら、今のご質問等を踏まえて、地区審議の方も慎重によりしくお願いをしたいと思います。

午後3時 5分 地区審議

午後2時20分 開議

議長

ただいまから総会を再開させていただきたいと思えます。

第29号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について許可の決定を求めます。

1番について、城東地区お願いします。

小澤委員

3番小澤です。地区審議の結果、許可相当とします。

議長

2番と3番について、楽田地区お願いいたします。

伊藤委員 9番伊藤です。2番については特に問題ないと思います。3番については、先週21日に面談を行いまして、農業者じゃないんですが、これからまた新しい農福連携のような格好の新しい農業の方法があるのかなと検討いたしまして、これから新しい時代に沿ったようなことができればいいなということで可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第29号議案、別紙申請事項について許可の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして第30号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番について城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。1番につきましては、許可相当とします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第30号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして第31号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1 番について城東地区お願いします。

小澤委員 3 番小澤です。1 番につきまして、地区審議の結果、許可相当とします。なお、今後の問題として、事務局長さんは委員の総意を理解していただき、自分に権限があるということで厳しく対応してください。

議長 2 番について羽黒地区お願いします。

吉野委員 8 番吉野です。問題はありませんので、審議の結果、可といたします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 3 1 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして、第 3 2 号議案、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1 番から 8 番につきまして城東地区お願いします。

小澤委員 3 番小澤です。1 番から 8 番について地区審議の結果、可といたします。なお、7 番の件につきまして今後もこのような問題が起こると思いますので、事務局の方は事案を把握し、委員会において丁寧な説明をお願いします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたの

で、全委員さんにお諮りします。

第32号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第33号議案に入りますが、本議案には寺澤委員が申請者となっている案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により、しばらくの間ご退席をお願いします。

【寺澤委員退席】

議長 第33号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について意見の決定を求めます。

1番と6番及び9番から15番について、城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。1番と6番及び9番から15番、地区審議の結果、可とします。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第33号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

寺澤委員は席へお戻りください。

【寺澤委員着席】

議長 続いて第34号議案、犬山市農地パトロール実施要領の一部改正について、議案書に基づき決定を求めます。全委員さんにお諮りします。

第34号議案、要領の一部改正を議案書のとおり決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
報告事項について事務局より報告してください。

事務局 報告事項についてご説明します。

議案書の21ページをご覧ください。報告第12号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は1件です。

議案書の23ページをご覧ください。報告第13号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は8件です。報告事項については以上です。

議長 報告について、ご質問などありましたらお話しください。

小澤委員 3番小澤です。先日楽田地区の市街化区域で開発行為が行われたと思います。現地を見ますと都市計画道路が通るところで、その都市計画道路内に宅地を区画しております。そういう事案についてどのように業者さんと打ち合わせをして、認めてみえますでしょうか。

事務局長 小澤委員の質問に答えさせていただきます。

農業委員会としては、特に把握はしておりません。

小澤委員 再質問しますが、農地法の転用をされるとその地番が市街化区域かどうかわかるわけですね。

その土地が、都市計画道路が入っているかどうかわかるはずなんです。言ってることわかりますか。

そういうものの取り扱いを申請書が出たから仕方なしに許可してしまっているのか、確認をして、そういう実態があることを確認しながら許可しているのか、そういうことを聞いています。

事務局 市街化区域の農地転用については、届出ということで、書類が揃っていれば受理せざるを得ないものとなります。当然開発行為が発生するものについては、都市計画課で確認をして都市計画法に定める手続きをしていただくかたちになります。なので市役所の中でセクションは分かれますが、適宜、業者の方へ指導しております。

議長 その他ご質問はありますか。

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。